

2013年 5月30日

# JBS Newsletter

## 中国税務及び投資速報(抄訳) 2013年 4月

### Contents

#### 税務法規

- 『輸出貨物及び輸出役務に対する増値税並びに消費税に係る管理弁法』の関連問題に関する公告(国家税務局公告[2013]12号)
- 『政策性移転に係る企業所得税に関する通知』(国家税務総局公告[2013]11号)
- ウォルマートによるトラストマート株式の買収に関する回答(税総函[2013]82号)  
ウォルマートによるトラストマート株式の買収に関する非居住者に対する企業所得税の徴税方法
- その他の通達

#### 商務法規

- サービスアウトソーシング産業の更なる促進に関する回答文書(国弁函[2013]33号)
- その他の通達

#### 税関法規

- 税関が国家発改委第21号令の関連問題の実行に関する通達(税関総署公告[2013]18号)
- 通関業務に係るペーパーレス改革試行業務の推進に関する公告(税関総署公告[2013]19号)

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2013年4月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2013年 4月 2日 第2013012号
- ▶ 2013年 4月 12日 第2013013号
- ▶ 2013年 4月 19日 第2013014号
- ▶ 2013年 4月 26日 第2013015号

Japan Business Servicesグループで、2013年4月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税務及投資法規速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

### 1. 『輸出貨物及び輸出役務に対する増値税並びに消費税に係る管理弁法』の関連問題に関する公告(国家税務局公告[2013]12号)

#### 概要

2012年6月14日、国家税務総局は国家税務総局公告[2012]24号(以下、「24号通達」)において「輸出貨物及び輸出役務に対する増値税並びに消費税に係る管理弁法」(以下、「管理弁法」)を公布した。続いて、輸出貨物及び輸出役務に関する課税政策の管理を基準化するため、国家税務総局は2013年3月13日に国家税務総局公告[2013]12号(以下、「12号通達」)を公布し、上述の管理弁法に関する条項を明確にした。

12号通達の主な内容は以下のとおり。

#### 管理弁法の主な制度に対する整備

- ▶ 貨物貿易に関する外貨照合管理制度の改革によって、輸出時外貨受取照合手続きが廃止されたので、その手続きに関連する管理弁法及び申告表に関する照合手続きを廃止する。
- ▶ 以下の要件を満たす輸出売上に対応して、税額の相殺処理を行う。
  1. 生産企業が輸出免税、控除、還付税額の申告を行った場合
  2. 返品、又は免税取引から課税取引等の課税上の取扱いの変更が生じる場合
- ▶ 進料加工に従事する生産企業に対して、輸出免税、控除、還付税額の申請及び税関手帳の照合に関する規定の修正を行う。
- ▶ 委託輸出貨物の返品に関する税金の未還付証明書の発行プロセスの整備を行う。

#### 管理弁法の明確化

- ▶ 申告期限は以下のように定める。

申告の種類	申告期限
還付申告	税関申告日の属する年の翌年の4月30日前の増値税最終申告日
免税申告	税関申告日の属する月の翌月から翌年の5月31日までの各増値税申告日

- ▶ 輸出税金還付及び免除の申請に必要とされる提出資料を、以下のとおり明確にする。
  1. 輸出税金還付・免除資格の申請を行う場合、電子データを提供しなければならない。
  2. 免税権を放棄する場合、所轄の税務機関に輸出商品・輸出役務の免税権を放棄する旨の通知書を提供しなければならない。
  3. 複写にて提出すべき書類を明確にする。
  4. 外国での請負工事に使用する貨物について、輸出企業が税金還付及び免除の申請者となる。
  
- ▶ 輸出に関する税金還付及び免除の手続きに関する変更内容並びに規定を詳細に定める。

#### 管理弁法の補足

- ▶ 管理弁法に対し補足された内容は以下のとおり。
  1. 輸出税金還付及び免除に対する関連規定を詳細に定める。
  2. 輸出税金還付手続きを改善する。
  3. 輸出税金還付及び免除の業務管理に関する規定を規範化する。
  4. 輸出税金還付及び免除に関する脱税防止に関する規定を定める。

#### 施行日

12号通達は、当該通達において別途定める場合を除き、2013年4月1日を施行日とする。また、12号通達の公布に伴い、国家税務総局公告[2011]18号、「輸出税金の免税、控除、還付税額における適用範囲の拡大に関連する問題の公告」(以下、「18号通達」)及び24号通達の一部の規定が廃止された。

#### 所見

国家税務総局が管理弁法により、貨物の輸出及び国外での加工、修理・補修役務の提供に関連する増値税及び消費税に関する政策の公布以来、管理弁法の執行に関して生じた問題が各地の税務機関において報告された。また、外貨管理部門は外貨支払照合管理改革を行い、2012年8月1日から税金還付を申請するための外貨受取照合書を廃止し、それに対応する管理制度も調整する必要があったため、上述した問題の解決及び管理弁法の明確化を目的として国家税務総局は12号通達を公布した。貨物及び役務の輸出業務に従事する納税者は12号通達及び管理弁法の確認を行い、規定通りに輸出税金の還付及び免除申請を行うことに留意する必要がある。

## 2. 『政策性移転に係る企業所得税に関する通知』(国家税務総局公告[2013]11号)

### 概要

2013年3月12日、国家税務総局公告[2012]40号(以下、「40号通達」、即ち『企業の政策性移転に係る企業所得税に関する通知』)の更なる明確化を目的として、国家税務総局は国家税務総局公告[2013]11号(以下、「11号通達」)を公布した。

11号通達の主な内容は、以下のとおり。

- ▶ 40号通達の発効(2012年10月1日)前に、移転協議が締結されたものの、移転が完了していない企業の政策性移転プロジェクトにおいて、企業が改築又は生産回復のために購入した資産は移転性支出とし、移転性収入から控除することができる。また、関連規定に基づき有形資産の減価償却費又は無形資産の償却費を計算する必要がある。2012年10月1日以降に締結された政策性移転プロジェクトについては、40号通達が適用される。
- ▶ 政策性移転における取得資産の課税基礎は以下のように定める。  
課税基礎＝取得資産の帳簿価額＋資産の取得のために要した税金＋その他の対価

2012年10月1日からの11号通達の発効と同時に40号通達の第26条を廃止する。

### 所見

2009年3月12日、国家税務総局は国税函[2009]118号通達(以下、「118号通達」)を公布し、企業の政策性移転における収入の企業所得税の処理について、固定資産の再購入又は改築による資本的支出を移転収入から控除できるとすると共に、関連支出は現行の関連規定に基づき有形資産の減価償却費又は無形資産の償却費として計算することができるとした。従って、政策性移転に関する所得については、資産の再取得等に係る費用が取得した補償金より少ない場合に限り課税の対象とされていた。

その後、2012年8月10日に国家税務総局は40号通達(2012年10月1日発効)を公布し、政策性移転の定義、移転収入、移転支出の範囲等を明確にした。また、政策性移転により損失となる企業の所得税処理及び関連する徴収管理事項を明確にし、政策性移転に関する企業所得税政策の調整を行った。40号通達の最も注目すべき点は、118号通達とは異なって、移転収入から新たに購入した資産に関する支出を控除できなくなり、政策性移転により生じる税負担が以前より増加したことであった。40号通達は2012年8月に公布されたため、発効日である10月1日以前に移転を完了した場合には税負担が相対的に軽い118号通達が適用されるはずであるが、年度の企業所得税申告は5月末までなので、移転プロジェクトを進める中で、正式な税務申告を当該期限までに済ませるとするのはほとんど不可能なことであった。今回の政策の調整は、政策

性移転収入に対する移転支出の要件を満たせない納税者、特に、現金による補償金のほとんど全てを資産の再取得に充てているケースにおいて、納税資金の確保の観点からも、相当程度の税負担を強いるものであった。関連税金は、将来における資産の通常の減価償却によって取戻しが行われることになった。

今般、11号通達の公布によって、40号通達が発効するまでに締結した政策性移転プロジェクトに対し、移行期間において生じる課税所得を圧縮するため、新たに購入した資産の原価を所得から控除することが認められた。11号通達は118号通達と同等の規定ではないものの、少なくとも政策性移転により生じた一時的な税負担を軽減する指針を示した。それと同時に、将来の資産償却の課税基礎は当該通達により減少するため、企業にとっての実際の税負担は118号通達に比べ増加したままとなる。

なお、11号通達は、国家税務総局公告[2012]40号における補償として取得した土地に関する課税基礎の計算に基づき、その他の資産の課税基礎についても計算することを明確にした。

2012年10月1日まで、移転協議を締結したものの、移転を完了していない企業は40号通達及び11号通達の影響を検証した上、正確に2012年の企業所得税確定申告を完了することが望まれる。

### 3. ウォルマートによるトラストマート株式の買収に関する回答(税総函[2013]82号)

#### ウォルマートによるトラストマート株式の買収に関する非居住者に対する企業所得税の徴税方法

##### 概要

2013年2月21日、国家税務総局は、ウォルマートによるトラストマート株式の買収に関する深セン国家税務局からの問い合わせについて、税総函[2013]82号の公布を通じて回答を行った。

続いて、国家税務総局大企業税收管理部は、2013年3月1日、上述の取引に関する背景、課税所得額の計算および運用される徴税管理方法等の詳細に関する通達を公布した。

ウォルマートによるトラストマート株式の買収に関する本件株式譲渡の背景、課税所得額の計算及び徴税管理等は以下とおり。

##### 背景

2012年6月、英国領ヴァージン諸島(以下「BVI」)において米国ウォルマートにより設立されたMMVI CHINA INVESTMENT CO. LTD(以下、「MMVI」)は、同じくBVIに設立されたBOUNTEOUS HOLDING COMPANY LIMITED(以下、「BHCL」)から、BHCLによってBVIに設立されたBOUNTEOUS COMPANY LIMITED(以下、「BCL」)の65%の株式を買収した。また、BCLは中国国内において65社の子会社を保有していた。

## 税務処理

中国企業所得税法及び国税函[2009]698号、即ち、非居住者企業の持分譲渡所得に対する企業所得税管理の強化に関する通知に基づき、税務当局が当該持分譲渡について中国税務上の課税関係の検討を行った結果、BCLが経営的実体(「Business substance」)に欠けるとして当該会社の存在を否定し、BHCLが直接中国国内企業の持分譲渡を行ったものと判断した。従って、BHCLは持分譲渡利益に対し、10%の企業所得税を課されることとなった。

国家税務総局公告[2011]24号、即ち、非居住者企業の所得税管理に係る若干の問題に関する公告に基づき、BHCLは65社の中国居住者企業の各所在地の主管税務機関に対し、それぞれ納税を行う必要がある。

## BHCL持分譲渡所得

計算内容	金額(単位:1,000,000米ドル)
MMVIがBHCLに支払う現金	100.5
MMVIが放棄した債務免除額	376
持分譲渡に対する対価総額	476.5

## 持分譲渡所得の分配

上述の通り、BHCLは65社の中国居住者企業所在地の主管税務機関にそれぞれ申告納税する必要がある。従って、譲渡益全体を65社のトラストマート法人間で合理的に配分する必要がある。税総函[2013]82号において、各トラストマートの2012年5月31日までの実際出資額、2011年末の純資産額及び2011年度の営業収入額を配分要素とし、それぞれ3分の1の割合で均等に反映させて配分すると定めた。

## 持分譲渡原価

各トラストマート子会社の持分譲渡原価＝各トラストマート子会社の2012年5月31日現在における実際出資額×65%(持分譲渡割合)

## 課税所得額

各トラストマート子会社の持分譲渡の課税所得額＝(配分される持分譲渡所得—持分譲渡原価)×10%

## 所見

今回のウォルマートによるトラストマートの買収というケースのように、国家税務総局が間接持分譲渡の実例について公文書を公布することは初めてである。税総函[2013]82号及び国家税務総局の通達は今回のウォルマートによるトラストマート株式の買収のみに言及しているため、他の取引についても同様に扱うべきではないが、類似の取引に対しては、指標となるものと考えられる。

## 4. その他の通達

- ▶ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中華人民共和国政府及びデンマーク王国政府との協定
- ▶ 清算業務に対する企業所得税の強化に関する通達(税総発[2013]26号)
- ▶ 金融機関による貴金属の販売に対する増値税の関連問題に関する公告(国家税務総局[2013]13号)
- ▶ 重大技術設備の輸入税収政策の関連目次の調整に関する通達(財関税[2013]14号)
- ▶ 企業所得税における重点企業調査に関する通達(財税[2013]28号)
- ▶ リサイクル事業に係る増値税の優遇政策の適用を受ける企業に対する汚染物質の排出基準の施行に関する通達(財税[2013]23号)
- ▶ 蘇州工業園區における技術先進型サービスに対する企業所得税の試行に関する通達(財税[2013]6号)
- ▶ 「所得に対する租税に関する二重課税及び脱税の防止のための中華人民共和国およびデンマーク王国との間の条約」に関する通達(国家税務総局公告[2013]14号)
- ▶ 政府プロジェクトである土地の改造に関する投資に係る営業税に関する通達(国家税務総局公告[2013]15号)



## 商務法規

### 1. サービスアウトソーシング産業の更なる促進に関する回答文書(国弁函[2013]33号)

#### 概要

国務院弁公庁は2013年2月3日に国弁函[2013]33号文(下記は「33号」と略称する)、すなわち、サービスアウトソーシング産業の更なる促進に関する回答文書を発行した。33号の主な内容は以下の通りである。

- ▶ 20箇所のサービスアウトソーシングモデル都市に対して、優遇政策を継続し、改善する。
  - ▶ 2013年から2015年まで、中央政府は引き続き各モデル都市に500万元を用意し、サービスアウトソーシングプラットホームの建設に力を入れる。
  - ▶ モデル都市に対して、下記の優遇政策を2018年末まで延長する。
    - ✓ オフショア外注業務に対して営業税を免除する。
    - ✓ 技術先進型企業に対して企業所得税の税率を15%とする。
    - ✓ 従業員教育費用について、賃金総額の8%を超えない範囲で企業所得税の計算基礎から控除する。超えた部分を以降の納税年度に振り替えて控除する。
  - ▶ 中央政府は引き続き地方に対して、補助資金を用意する。条件を満たす企業、機構に対し、アウトソーシングサービス人材のトレーニング、資格認証などの作業を対象として資金援助を行なう。
  - ▶ 技術先進型サービス企業の認定条件を更に緩やかにし、オフショア外注業務収入が企業総収入に占める比率を50%から35%に変更する。蘇州工業園区にて試行し、試行状況次第で適時に拡大することを検討する。
  - ▶ アウトソーシングサービスにおいて中高レベル人材の奨励政策を改善し、中高レベル人材の判定基準を明確に設定して、中高レベル人材のトレーニングに対する補助にも力を入れる。
- ▶ 国際マーケティングネットワークの建設を推進し、サービスアウトソーシング産業を支持する。
- ▶ サービスアウトソーシングのオフショアとオンショア産業をバランスよく発展させる。
- ▶ サービスアウトソーシング産業の発展環境を改善する。サービスアウトソーシング情報の安全に関する法律法規システムを改善し、サービスアウトソーシング情報の安全認証評価を展開する。

#### 所見

2009年1月、国務院は国弁函 [2009] 9号文(下記は「9号」と略称する)を発表し、北京、上海、深セン及び広州を含め、20箇所のサービスアウトソーシングモデル都市を公表した。9号ではモデル都市に適用する幾つかの税制優遇政策を規定しており、適用期間は2009年1月1日から2013年12月31日までであった。当該優遇政策においては、技術先進型サービス企業に対して15%の税率で企業所得税を徴収し、オフショアサービスアウトソーシングに対しては、営業税の免除や従業員教育費用の損金算入限度額の引上げなどの優遇政策が含まれていた。今般、更にサービスアウトソーシング産業の発展を促進するため、国務院弁公庁は33号を発行し、上述優遇政策を2018年までに延長するほか、資金補助などの関連規定及び指導を規定した。



20箇所のサービスアウトソーシングモデル都市にある企業は33号を精読し、優遇政策を引続き適用できるか否か確認が必要である。必要に応じて、税務専門家に相談することが望まれる。

## 2. その他の通達

- ▶ 人民元適格国外機構投資者の国内証券投資の試行方案(中国証券監督管理委員会、中国人民銀行、国家外貨管理局令[2013]90号)
- ▶ 人民元適格国外機構投資者の国内証券投資の試行方案の実施に関する規定(中国証券監督管理委員会公告[2013]14号)
- ▶ 人民元適格国外機構投資者の国内証券投資の試行問題に関する通達
- ▶ 2012年度外商投資企業年検業務問題に関する通達(外企監字[2013]2号)
- ▶ 国家工商総局に登録された外商投資企業の2012年度年検業務に関する通達
- ▶ 深セン前海深港現代サービス提携ゾーン産業の入場カタログの発行に関する通達(発改産業[2013]468号)
- ▶ 横琴新区産業発展指導カタログの発行に関する通達
- ▶ 「中国」という文字を使用する、又は行政区画がない外商投資企業名称に関する遠距離変更の受理及び初審査範囲の拡大に関する通達
- ▶ 「政府作業報告」及び国務院第一回全体会議のの主旨を実行するための重点部門の仕事の分担に関する意見(国発 [2013]17号)
- ▶ 「保存資料の範囲および保存期間の規定」に関する通達(国家档案局令[2012]10号)

## 税関法規

1. 税関の国家発改委第21号令の関連問題の実行に関する通達(税関総署公告[2013]18号)
2. 通関作業ペーパーレス改革試行作業の推進に関する事項の公告(税関総署公告[2013]19号)

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

### 北京

高浜 学 税務・移転価格  
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834  
小谷 将也 監査  
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350  
天野 智博 監査  
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225  
平澤 尚子 税務・移転価格  
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

### 大連

佐々木 大 監査  
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

### 天津

町田 太郎 税務・移転価格  
taro.machida@cn.ey.com +86-22-5819-3583

### 上海

木村 修 監査  
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003  
坂出 加奈 税務・移転価格  
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289  
高橋 臣一 監査  
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740  
江 海峰 金融  
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963  
顧 崢 監査  
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

舟本 孝史 監査  
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064  
三井 貴子 監査  
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412  
金杉 喜文 監査  
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064  
岡本 卓也 監査  
takuya.okamoto@cn.ey.com +86-21-2228-6466  
篠崎 洋樹 税務  
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029  
久保田 順一 M&A  
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

### 広州

長内 幸浩 監査  
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675  
冨永 和晃 税務  
kazuaki.tominaga@cn.ey.com +86-20-2838-1456  
内野 健志 監査  
takeshi.uchino@cn.ey.com +86-20-2881-2720

### 深圳

小林 秀誉 監査  
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101  
玉城 正勝 監査  
masa.tamashiro@cn.ey.com +86-755-2502-8192

## 香港

重富 由香	監査	
yuka.shigetomi@hk.ey.com		+852-2629-3907
中野 強	監査	
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
hironaga.kuwahara@hk.ey.com		+852-2629-3902
水永 真太郎	金融	
shintaro.mizunaga@hk.ey.com		+852-2849-9395

## 東京

### 新日本アーンストアンド ヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

### 新日本有限責任監査法人 マーケティング本部 JBS部

中村 精潤	中国ビジネス一般	
nakamura-kyhr@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131
松原 充哉	中国ビジネス一般	
matsubara-mtsy@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

### 新日本有限責任監査法人 マーケティング本部 新興国コンサルティング室 中国デスク

工藤 敏彦	中国ビジネス一般	
kudo-tshhk@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1844

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

## アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

## 中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2013 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03002824

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china